

ネーミングライツ導入ガイドライン（案）についてのパブリック・コメント

実施結果及び市の考え方について

「ネーミングライツ導入ガイドライン（案）」について、市民の皆さまからの御意見等を募集しましたが、寄せられました御意見等とこれらに対する市の考え方を下記のとおり掲載いたします。御意見をお寄せいただきありがとうございました。

記

1 募集期間

令和6年12月3日（火）～令和6年12月24日（火）

2 閲覧場所

市役所1階階段前、市役所3階行政資料閲覧コーナー、もやい館2階受付前、総合体育館、総合医療センター、図書館、おれんじ館、愛林館、湯の鶴温泉保健センター

3 御意見等総数（意見等提出者数）

提 出	1 件（1 人）
郵 送	0 件（0 人）
F A X	0 件（0 人）
E メール	0 件（0 人）
計	1 件（1 人）

4 御意見等の取り扱い

意見等を踏まえ、素案を修正・追加補足するもの	0 件
今後の取組の参考とするもの	0 件
上記のどちらでもないもの	1 件

1 パブリック・コメント意見等に係る市の考え方

No	ページと項目名	意見等の概要	市の考え方
1	【ページ】 3 ページ 【項目】 1 趣旨・目的	水俣市民（納税者）の利益（公金）を民間事業者が取得できる利益としてやり取りするべきではない。	ネーミングライツ事業は、市から民間事業者等へ公金を支払うものではありません。 当制度は、命名権（ネーミングライツ）を取得した民間事業者等から対価（金銭や製品、サービスの提供など）を得て施設の運営維持、利用者のサービス向上を図ることを目的とした制度です。 従って、市から民間事業者への資金の流れとは逆で、民間事業者等から市が対価を得ることとなります。 なお、当制度は他の自治体でも取り入れられている制度です。